

# 避難行動要支援者の登録が始まりました

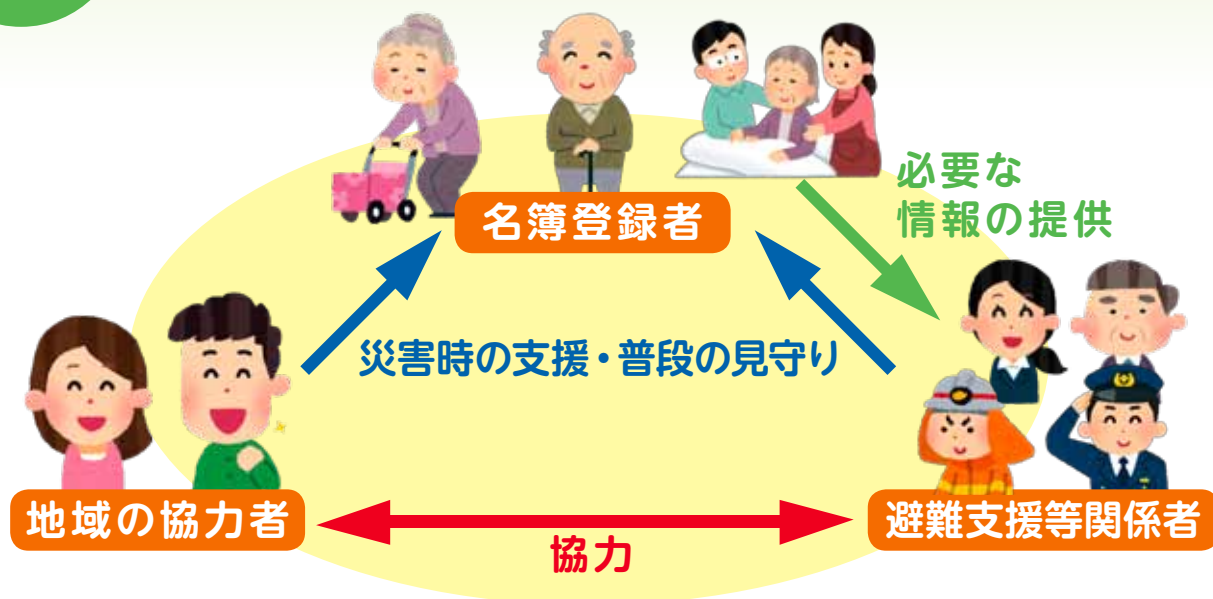


市では、災害が発生したとき、自力での避難が難しい高齢者や障がい者などが、災害時の避難支援などを可能な限り地域で受けられるような仕組みをつくることで、安心して暮らすことができる地域をつくるため避難行動要支援者制度を推進していきます。

健康福祉課高齢・障害係 ☎(25)1183

## 避難行動要支援者制度とは

地域において支援を希望されるかたを避難行動要支援者名簿に登録し、避難支援等関係者に対して、日頃からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度です。



## ■名簿の活用について

個人情報の提供に同意をいただいたかたについては、自主防災組織や民生委員など地域の支援関係者に情報提供し、日ごろからの支援体制づくりに活用されます。

※災害時において本人の生命・身体に危険があるなど、特に必要がある場合は、同意がなくても救助・救援にあたる防災関係機関に情報を提供します。

### 避難行動要支援者名簿の登録要件

市内に居住し（入院または入所している人は除く）、次のいずれかに該当する人を支援の対象者として名簿を整備します。

1. 満75歳以上で独り暮らしまたは高齢者のみで構成する世帯の人
2. 要介護3以上の人
3. 身体障害者手帳1級または2級を有する人
4. 療育手帳A1・A2を有する人
5. 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を有する人
6. その他、災害時において支援が必要と認められる人

### 避難行動要支援者名簿に登録される人への通知

平成28年1月1日に登録要件の1～5に該当するかたには、2月上旬に制度のご案内と登録情報を支援関係者に提供することに同意いただけるか否かの確認をする「避難行動要支援者名簿登録申請書及び情報提供同意書」を本人宛に送付しますので、同封の返信用封筒で返信してください。また、6に該当し登録を希望されるかたは、健康福祉課高齢・障害係まで連絡してください。

※要件に該当するかたで通知が届いていない場合は、連絡してください。